

# 都道府県建築士審査会の委員任期の 条例委任に関する調査結果と対応

国土交通省住宅局  
建築指導課

平成30年10月

## 1. 調査概要

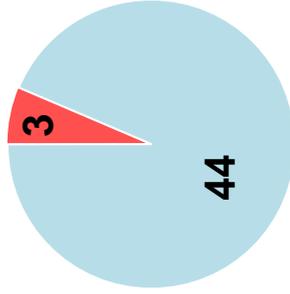
地方分権改革に関する提案募集において、群馬県・茨城県・栃木県の3県より、地域の実情に応じた柔軟に対応できるよう、建築士法第30条の規定に基づき都道府県建築士審査会の委員任期を2年としていることについて、条例委任とする旨の提案が行われたところ。

本提案について、各都道府県における意向を把握するため、内閣府地方分権改革推進室及び国土交通省住宅局建築指導課連名で、47都道府県に対して調査を実施。(調査期間：平成30年9月19日～9月28日)

## 2. 調査結果

### ① 現行規定に対する支障の有無

(都道府県建築士審査会委員の任期が、法律により全国一律で設定されていることについて支障があるか。)



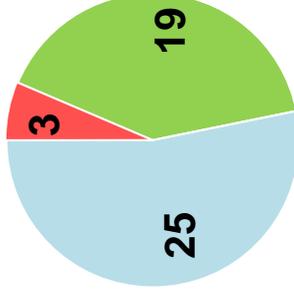
■ 支障がある ■ 支障がない

#### 支障がある主な理由

- 2年を超えて再任される委員が多く、短期的な改選手続に係る事務負担が生じている。

### ② 希望する都道府県のみ条例委任とした場合の任期設定の意向

(任期の変更を希望する都道府県のみ条例を新設し任期を設定することを可能とした場合、条例を新設し委員任期を設定する意向はあるか。)



- ただちに委員任期の変更を検討したい
- 今後必要に応じて委員任期の変更を検討したい
- 委員任期の変更はしない意向

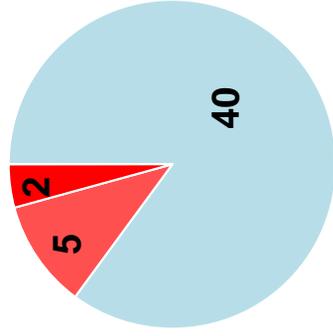
(調査①) 提案団体である3県以外の44都道府県では、現行の規定で支障がないと回答。

(調査②) 任期の変更を希望する都道府県のみ条例を新設し任期を設定することが可能となった場合、条例を新設し委員任期を設定する意向は、提案団体である3県以外の19県が「今後必要に応じて委員任期の変更を検討したい。」と回答しており、将来的な検討の意向はある。

### ③ 条例委任された場合の任期設定の期間

(条例委任するよう見直された場合、当該条例においてどの程度の期間を任期として設定する見込みか。)

■ 2年 ■ 3年 ■ 4年



#### 2年以外とした主な理由

- ・ 2年を超えて再任される委員が多いため。
- ・ 当面3年で運用し、事務負担の軽減効果を確認したい。

### ④ 一律条例委任された場合の支障の有無

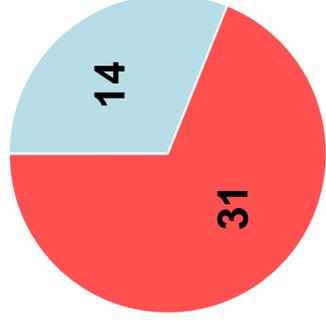
※回答保留2県あり

(当該任期について一律に条例で定めることとした場合、支障が生じることが想定されるか。)

■ 想定される ■ 想定されない

#### 想定されるとした主な理由

- ・ 現状の任期で特段の支障が生じていないにも関わらず、新たに条例を定めることになると、改めて任期の期間の検討が必要になるなどの業務が発生し、その他の業務に支障が生じる。
- ・ 本県では建築士法に係る条例がなく、制定後も現行の2年任期とする都道府県にとっては単に負担が増加するだけである。



(調査③) 実際に条例委任された場合、40都道府県は、任期を2年のままに設定する見込み。

(調査④) 一律条例委任とされた場合、14県は支障が生じると回答しており、不必要な条例制定により「その他の業務に支障が生じる。」「単に負担が増加するだけ」などといった強い反対意見がある。

## 3. 調査を踏まえた対応案

都道府県建築士審査会の委員任期について、条例で2年以外の任期を定めることが法制的に可能か検討する。委員任期を条例に委任するにあたっては、以下の2案が考えられる。

① 任期の変更を希望する都道府県のみ条例で任期を設定できることとする。

② 任期を一律に条例で設定することとする。

ただし、①については、建築審査会の委員任期が一律に条例委任されていることとの関係から法制的に不可と判断されること、②については、複数の都道府県から反対意見が示されていることが懸念される。

# 鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送 事業の輸送実績報告等の提出先の 国から都道府県への変更

平成30年10月16日

国土交通省鉄道局・自動車局

○提案募集検討専門部会からの主な御指摘について  
(本年8月6日の重点事項に係るヒアリング)

- ・ 地方公共団体がどのような情報を求めているかニーズを聞いた上で国で整理して検討してほしい。
- ・ 地域公共交通施策を考える主体である地方公共団体の要望を聞いて、希望がある情報は提供するべき。
- ・ 事業者の意向に関わらず、制度として地方公共団体の求めに応じて情報提供できる仕組みを構築すべきである。



○第1次回答を踏まえた提案団体等からの見解

- ・ 提案時には都道府県の經由事務として提案したが、提案の趣旨は地域公共交通施策に必要な情報が得られることであり、必ずしも經由である必要はなく、必要な事業者の経営・事業実績の情報を地方公共団体に共有する仕組みを構築してほしい。
- ・ 交通政策基本法の理念に基づき、地方公共団体が求める情報を提供するよう交通事業者等に通知するか、国から地方公共団体に必要な情報を提供してほしい。
- ・ 提案団体に対し、本年8月31日にヒアリングを実施したところ、提案団体が求める情報は以下のとおり。

【バス】

- 事業者の規模別の収支状況等
- 運行系統、運行ダイヤ・運行回数、キロ程、運賃等(事業者全体の営業収益等の収支状況及びその内訳)
- 路線ごとの運送収入
- 路線ごとの走行キロ、輸送人員(定期・定期外)、平均乗車密度
- 路線ごとの運行費用
- バスの乗降人数、バス停間の乗車人数、これらの年齢階層別のデータ

【鉄道】

- 事業者全体の収支状況・内訳
- 路線ごとの旅客運輸収入(通勤・通学・定期外)
- 輸送人員、輸送人キロ(通勤・通学・定期外)
- 路線ごとの運行費用
- 駅間の乗車人数、これらの年齢階層別のデータ

# 提示された主な再検討の視点の視点を踏まえた対応について

## ○提案募集検討専門部会からの主な御指摘について (提示された主な再検討の視点)

- ・ 交通施策の策定及び実施のために地方公共団体が必要とする情報について、国土交通省が保有している情報のうち公表している情報と公表していない情報、それ以外の国土交通省が保有していない情報について、それぞれ整理していただきたい。
- ・ 事業者が国に提出している事業報告書・実績報告書については、交通政策基本法第9条、第10条及び第12条並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第4条の趣旨等を踏まえ、地方公共団体の交通施策の策定及び実施に資する情報が含まれている場合には、希望する地方公共団体に当該情報を共有することを可能とする仕組みを検討いただけないか。
- ・ 交通施策の策定及び実施のために必要な情報を確実に取得できるような仕組みを制度化するべきではないか。



## ○御指摘を踏まえた対応について

- ・ 地方分権有識者ヒアリングで提案団体の要望する情報を詳細に伺った上で対応を整理するようご指摘を受けたところ。
- ・ 提案団体から提供希望があった情報とそれへの対応は次頁のとおりとする。
- ・ 加えて、国土交通省より、公共交通事業者に対し、交通政策基本法第10条第2項の趣旨を踏まえ、地方公共団体が地域公共交通の維持確保のために必要とする情報の提供にできる限り協力し、提供に努めるよう、通知を発出することとする。

### 【鉄道】

提案団体が希望する情報		国土交通省の対応
国が保有している情報		
公表	事業者全体の収支状況・内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道統計年報の公表を待たずに情報が得られるよう、左記の情報については、<u>国土交通省から希望する地方公共団体に提供できるよう対応する。</u></li> </ul>
	路線ごとの旅客運輸収入（通勤・通学・定期外）	
非公表	輸送人員、輸送人キロ（通勤・通学・定期外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の情報については、現在公表していないところであるが、<u>今回の提案を踏まえ、国土交通省から希望する地方公共団体に提供できるよう対応する。</u></li> </ul>
	鉄道統計年報に掲載されていないJRの上記と同種類の情報（現在、JRについては、会社合計となっており、路線別では公表していない）	
国が保有・公表していない情報		
非公表	路線ごとの運行費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、鉄道事業者も左記のデータを持ち合わせているわけではないが、<u>全国一律で作業させることは多大な負担を強いることとなり、また、具体的に必要とする情報の単位・内容も千差万別と考えられることから、地方公共団体と鉄道事業者の個別協議で対応の可否を検討いただくこととする。</u></li> </ul>
	駅間の乗車人数、これらの年齢階層別のデータ	

### 【バス】

提案団体が希望する情報		国土交通省の対応
国が保有している情報		
公表	事業者の規模別の収支状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「数字で見える自動車」の公表を待たずに情報が得られるよう、左記の情報については、<u>国土交通省から希望する地方公共団体に提供できるよう対応する。</u></li> </ul>
	運行系統、運行ダイヤ・運行回数、キロ程、運賃等（事業者全体の営業収益等の収支状況及びその内訳）	
非公表	路線毎の運送収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の情報については、現在公表していないところであるが、<u>今回の提案を踏まえ、国土交通省から希望する地方公共団体に提供できるよう対応する。</u></li> </ul>
	路線毎の走行キロ、輸送人員（定期・定期外）、平均乗車密度	
国が保有・公表していない情報		
非公表	路線ごとの運行費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、一般乗合旅客自動車運送事業者も左記のデータを持ち合わせているわけではないが、<u>全国一律で作業させることは多大な負担を強いることとなり、また、具体的に必要とする情報の単位・内容も千差万別と考えられることから、地方公共団体と一般乗合旅客自動車運送事業者の個別協議で対応の可否を検討いただくこととする。</u></li> </ul>
	バス停の乗降人数、バス停留間の乗車人数、これらの年齢階層別のデータ	